

基本指針
の目標

施設入所者の地域生活への移行

目標
値

1. 令和5年度までの地域移行者数 102人

【目標設定の考え方等】

・令和元年度末の施設入所者1,306人の6%(=79人)

・第5期計画の未達成者数23人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
実績	31 人	48 人			79 人

2. 令和5年度末の施設入所者数 1,285人

【目標設定の考え方等】

・令和元年度末の施設入所者1,306人の1.6%(21人)を削減

	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,305 人	1,274 人		

計画(P)
↓
実施(D)主な活動指標
(内容)

○活動指標等の一覧(単位:月あたり利用人数)

		第5期 (参考) 令和2年度	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込	7,133 人	7,320 人	7,525 人	7,736 人
	実績	7,135 人	6,482 人	0 人	0 人
自立訓練 (機能訓練)	見込	48 人	78 人	79 人	80 人
	実績	89 人	120 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	見込	432 人	323 人	332 人	342 人
	実績	357 人	332 人	0 人	0 人
就労移行支援	見込	1,661 人	1,526 人	1,543 人	1,560 人
	実績	1,494 人	1,432 人	0 人	0 人
就労継続支援 (A型)	見込	2,976 人	2,755 人	2,791 人	2,827 人
	実績	2,865 人	3,096 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B型)	見込	5,687 人	5,708 人	5,794 人	5,881 人
	実績	6,334 人	6,872 人	0 人	0 人
就労定着支援	見込	1,504 人	510 人	577 人	653 人
	実績	389 人	358 人	0 人	0 人
短期入所	見込	1,473 人	1,454 人	1,595 人	1,750 人
	実績	919 人	901 人	0 人	0 人
共同生活援助 (グループホーム)	見込	3,183 人	3,201 人	3,490 人	3,805 人
	実績	2,975 人	3,411 人	0 人	0 人
自立生活援助	見込	178 人	51 人	61 人	73 人
	実績	15 人	11 人	0 人	0 人
地域移行支援	見込	35 人	35 人	35 人	35 人
	実績	11 人	7 人	0 人	0 人
地域定着支援	見込	617 人	788 人	905 人	1,022 人
	実績	645 人	734 人	0 人	0 人
施設入所支援	見込	1,324 人	1,296 人	1,291 人	1,285 人
	実績	1,305 人	1,274 人	0 人	0 人

	評価(C)	改善(A)
令和 3年度	【目標等を踏まえた評価】 ①障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであるグループホームについては、サービス利用者数が着実に増加していることから、サービス提供基盤の整備は一定進んできていると考えますが、今後、さらに重度障がい等の多様なニーズへの対応が重要であると考えています。 地域移行支援の利用状況が低調であることについては、新型コロナウイルス感染症による影響のほか、報酬単価が低いこと、地域移行に関する不安があること等、様々な課題があると考えます。 ②地域移行が一定進んでいること等により、新たな施設入所があるものの施設入所者数は減少しております。	令和4年度における取組として、施設入所者の退所後の地域生活のイメージづくりを支援する仕組みの構築を進めており、今後は、新たな事業の周知等を通じて地域移行の促進に努めます。 また、地域生活への移行を支援する仕組みとして、様々な課題から地域移行支援が利用しづらい制度となっているため、制度改善について国へ働きかけていきます。 さらに、安心して地域で生活し続けられるためには「地域で暮らすための受け皿づくり」も重要であり、グループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場、居宅介護等のサービス提供基盤を引き続き整備するとともに、関係機関が連携して支援を行うことができるよう支援ネットワークの構築に努めます。

基本指針
の目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値

計画（P）
↓実施（D）

1. 令和5年度末の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上

【目標設定の考え方等】

・国の基本指針どおり316日以上と設定

	令和5年度
実績	

2. 令和5年6月末の精神病床1年以上の長期入院患者数 1,680人

【目標設定の考え方等】

・令和元年6月末の長期入院患者1,773人の5.24%を削減

	令和3年度	令和4年度	令和5年6月末
実績	1,759 人		

3-1. 令和5年度末の入院後3か月時点で退院する人の割合 69%以上

【目標設定の考え方等】

・国の基本指針どおり69%以上と設定

	(参考) 平成30年度	令和5年度
実績	65.3	

3-2. 令和5年度末の入院後6か月時点で退院する人の割合 86%以上

【目標設定の考え方等】

・国の基本指針どおり86%以上と設定

	(参考) 平成30年度	令和5年度
実績	82.3	

3-3. 令和5年度末の入院後1年時点で退院する人の割合 92%以上

【目標設定の考え方等】

・国の基本指針どおり92%以上と設定

	(参考) 平成30年度	令和5年度
実績	89.3	

4. 地域移行支援による地域移行者数 60人

【目標設定の考え方等】

・大阪市独自の目標として、地域移行支援による地域移行者を合計60人とする。

	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
実績	13 人	11 人			11 人

○活動指標等の一覧(単位:月あたり利用人数)

主な活動指標
(内容)

		第5期 (参考) 令和2年度	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	見込	48 人	78 人	79 人	80 人
	実績	89 人	120 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	見込	432 人	323 人	332 人	342 人
	実績	357 人	332 人	0 人	0 人
就労移行支援	見込	1,661 人	1,526 人	1,543 人	1,560 人
	実績	1,494 人	1,432 人	0 人	0 人
就労継続支援 (A型)	見込	2,976 人	2,755 人	2,791 人	2,827 人
	実績	2,865 人	3,096 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B型)	見込	5,687 人	5,708 人	5,794 人	5,881 人
	実績	6,334 人	6,872 人	0 人	0 人
就労定着支援	見込	1,504 人	510 人	577 人	653 人
	実績	389 人	358 人	0 人	0 人
短期入所	見込	1,473 人	1,454 人	1,595 人	1,750 人
	実績	919 人	901 人	0 人	0 人
共同生活援助 (グループホーム)	見込	3,183 人	3,201 人	3,490 人	3,805 人
	実績	2,975 人	3,411 人	0 人	0 人
自立生活援助	見込	178 人	51 人	61 人	73 人
	実績	15 人	11 人	0 人	0 人
地域移行支援	見込	35 人	35 人	35 人	35 人
	実績	11 人	7 人	0 人	0 人
地域定着支援	見込	617 人	788 人	905 人	1,022 人
	実績	645 人	734 人	0 人	0 人

評価(C)

改善(A)

令和
3年度

・精神病床1年以上の長期入院患者数:令和元年6月末の1,773人に比し、令和3年6月末で1,759人と14人減となっています。
※精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、入院後3か月/6か月/1年時点で退院する人の割合に対する評価は、令和5年度実績時に評価します。

・地域移行支援につなげるため、平成30年度から退院意欲の乏しい長期入院患者を対象に「地域生活移行推進事業」を実施しています。
・令和4年度は精神科病院にアンケートを実施し、事業周知とともに利用促進に取り組んでいます。
・コロナ禍で入院患者との面会、外出が制限される状況が続いています。引き続き、この状況下でもできるオンラインによる支援に取り組んでいます。

基本指針
の目標

福祉施設から一般就労

1. 令和5年度の福祉施設からの一般就労移行者数 1,168人

【目標設定の考え方等】

- ・令和元年度一般就労移行実績826人の1.27倍(=1,050人)
- ・就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設から一般就労者数の118人

	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	780 人	-		

2. 令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数 663人

【目標設定の考え方等】

- ・令和元年度移行実績の1.3倍(=663人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	-		

3. 令和5年度の就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数 201人

【目標設定の考え方等】

- ・令和元年度移行実績の1.26倍(=201人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	-		

4. 令和5年度の就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数 83人

【目標設定の考え方等】

- ・令和元年度移行実績の1.23倍(=83人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	-		

5. 令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者の就労定着支援利用率 70%

【目標設定の考え方等】

- ・国の基本指針のとおり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	-		

6. 就労定着支援事業所の就労定着率80%以上の事業所割合 70%以上

【目標設定の考え方等】

- ・国の基本指針のとおり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	-		

目標値
実績値

計画(P) ↓ 実施(D)

主な活動指標（内容）	○活動指標等の一覧（単位：月当たり利用人数）					
			第5期	第6期		
			（参考） 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	就労移行支援	見込	1,661 人	1,526 人	1,543 人	1,560 人
		実績	1,494 人	1,432 人	0 人	0 人
	就労継続支援（A型）	見込	2,976 人	2,755 人	2,791 人	2,827 人
		実績	2,865 人	3,096 人	0 人	0 人
令和3年度	就労継続支援（B型）	見込	5,687 人	5,708 人	5,794 人	5,881 人
		実績	6,334 人	6,872 人	0 人	0 人
	就労定着支援	見込	1,504 人	510 人	577 人	653 人
		実績	389 人	358 人	0 人	0 人
	評価（C）			改善（A）		
	・職業能力開発訓練施設から一般就労者数及び就労移行支援事業からの一般就労移行者数等について、現在大阪府による集計途中であることから、評価に至っておりません（令和4年9月9日現在）。			-		

基本指針 の目標	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
目標	「体験の機会・場」の機能について、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、市地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。
取組内容	地域生活支援拠点等の整備にあたっては、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の整備・充実を進めている。 国が示す5つの機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」については、平成30年度から各区に障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、障がい者相談支援調整事業を実施することにより整備を図っている。また、「緊急時の受入れ・対応」については、令和元年度から「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、令和2年度から「障がい者緊急一時保護事業」を実施することにより整備を図っている。 令和3年度は、「体験の機会・場」の機能の整備に向けて、市地域自立支援協議会において、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を支援する事業や、地域移行の検討を希望する施設入所者の外出を支援する事業について検討を行い、令和4年度から事業を実施した。 今後も、地域生活支援拠点等の各機能が、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、引き続き、市地域自立支援協議会等において運用状況の検証を行う。

基本指針 の目標	障がい児支援の提供体制の整備等
-------------	-----------------

計画（P）
↓
実施（D）

目標値

実績値

1－1. 児童発達支援センターの設置 11か所				
【目標設定の考え方等】				
・児童発達支援センターの機能提供体制の確保				
	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	11 か所	11 か所		
1－2. 保育所等訪問支援の充実 71か所				
【目標設定の考え方等】				
・保育所等訪問支援の支援提供体制の確保				
	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	67 か所	86 か所		
2－1. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 28か所				
【目標設定の考え方等】				
・適切な支援体制の確保				
	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	28 か所	33 か所		
2－2. 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 31か所				
【目標設定の考え方等】				
・適切な支援体制の確保				
	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	30 か所	36 か所		
3－1. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置				
【目標】				
引き続き、課題の共有等、連携を図るための協議を行う。				
実績	医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議を平成30年度に設置。 ※年間2回程度実施 医療的ケア児とその家族を地域で支えるために、大阪市における医療的ケア児の支援に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図っている。 【開催実績】令和3年度 令和4年2月14日 第3回会議開催			

3-2. 令和5年度末における医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーター配置 139名

【目標設定の考え方等】

・市内障がい福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施するコーディネーター養成研修修了者を配置。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	32 人		

○活動指標等の一覧(単位:月当たり利用人数)

		第5期 (参考) 令和2年度	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込	3,689 人	4,203 人	4,767 人	5,391 人
	実績	3,294 人	3,973 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	見込	34 人	34 人	34 人	34 人
	実績	49 人	34 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	見込	6,542 人	8,436 人	9,572 人	10,528 人
	実績	6,413 人	7,723 人	0 人	0 人
保育所等訪問支援	見込		594 人	836 人	1,175 人
	実績		509 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	見込		22 人	22 人	22 人
	実績		6 人	0 人	0 人
障がい児相談支援	見込	1,537 人	2,417 人	3,006 人	3,740 人
	実績	1,863 人	2,329 人	0 人	0 人

主な活動指標(内容)

評価(C)

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することが目標となっていますが、大阪市では既に11か所が設置されています。また、保育所等訪問支援事業所についても86事業所が設置されており、必要な支援が提供できる体制を確保しています。

・重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所は、目標を定員40人分としていますが、既に195人分の定員数が確保されています。また、放課後等デイサービスにおいても、令和5年度までに利用定員145人分の提供体制の確保を目標としていますが、令和3年度で定員218人分を確保しており、目標値を達成しています。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成30年度に検討会議を設置し、令和3年度には1回開催しました。

・医療的ケア児等コーディネーターの配置については、市内の指定障がい福祉サービス事業に従事する職員をコーディネーターとして養成した場合に配置したものと考えていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり研修受講者数が見込みよりも少なく、研修修了者は32人となりました。

改善(A)

・引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図っていきます。

・引き続き、医療的ケア児支援のための取組を進めていきます。

令和3年度

基本指針 の目標	相談支援体制の充実・強化等
目標	各区において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、人材育成による相談支援の質の向上、及び包括的な相談支援の実施に向けた連携強化の取組を行うために、その担い手である各区の基幹相談支援センターの体制強化を進めます。
取組内容	①令和3年度から、支給決定者数の増加に対応するため、各区の状況に応じて、各区障がい者基幹相談支援センターに、個別の相談支援に対応する職員を追加配置することにより相談支援体制を強化し、前年度を大きく上回る相談支援を実施した。 ②また、主として地域づくり・人材育成を担う職員として、主任相談支援専門員（それに相当する実務経験者を含む。）を各区障がい者基幹相談支援センターに配置し、次の取り組みを実施することにより地域における相談支援体制の充実を図った。 ・地域の指定相談支援事業所に対する後方支援として、支援の要請に応じて積極的に指導・助言を実施 ・人材の育成として、地域で活動する相談支援専門員の支援力強化を図るため、相談支援事業所が開催するケース検討会議等に参加、相談支援従事者研修の課題実習の受け入れ ・地域における各種支援機関・関係機関の連携が促進されるよう、様々な連携のための会議等に参画

基本指針 の目標	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築
目標	令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。 ①集団指導の場で報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行う。 ②大阪府が行う不正請求等の未然防止や発見のための市町村との連携する場への参加を行う。 ③指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導についての課題や対応策を協議する場へ参画する。
取組内容	①集団指導の場で報酬の算定に関する事項を伝え、報酬請求にかかるエラーの多い項目等については、各障がい者(児)福祉サービス事業所者宛、文書にて注意喚起を行っている。 ②③大阪府が主催する障がい福祉サービス事業者・障がい児支援事業者指定・指導に関する調整会議へ参加し、他市町村の担当者と「大阪府が行う不正請求等の未然防止や発見のための連携」及び「障がい者(児)福祉サービス事業者等に対する指導についての課題や対応策について意見交換・情報交換」を行っている。